

柏市告示第442号

本市の区域内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示します。

なお、この告示は、平成29年10月7日から効力を生じます。

平成29年10月6日

柏市長 秋山浩保

変更調書

新	旧		地番
大字	大字	字	
大島田一丁目	岩井	宮後原	805の1 805の3 805の4 806の1~806の18 806の20~806の31 807の1 807の2 808の1~808の3 809の1 809の6~809の8 810の2
		大島田	東田
		向峠	885の2 890の3 903~910
		宮後原	911 912 913の1 913の2 914~917 918の1 918の2 919の1 919の2 920の1 920の2 921の1 921の4 922の1 922の5 922の6 923~925 926の1 927の2 929の1 929の4 929の5 930 931 932の1 932の6 933 934 935の1 935の2 936 937の1~937の26 939 940の1 940の2 941の1 941の2 942 943の1 943の2 944の1 944の2 945
		溜台	946 947 948の1

			948の4 948の5 94 9の1 950の1 951の 1 951の4
	箕輪	宮後原	758の1 758の4 75 8の7 758の8 759の 3 759の25~759の2 8
	若白毛	宮原	1143の4 1145の1~ 1145の3 1146 11 52の1の内
		後原	1153の1の内 1154の 内 1160の内 1161の 2の内
大島田二丁目	若白毛	遠清水	794 795の1 795の 2
		上清水	830の2 830の3 83 4の6 838の1 838の 2 839
		中清水	840 841の1 841の 2
		新山	1033の9 1033の11 1033の12 1034の 1 1035の1 1035の 3~1035の7 1036の 1 1036の2 1037の 1 1037の2 1038 1039の1 1039の2 1040の1~1040の3 1041の1 1041の3~ 1041の6 1042の1 1042の2 1042の4 1043の1~1043の3

	1044~1050 1051 の1 1051の3 1051 の4 1052の1~1052 の4
東新山	1053の1~1053の8 1055の1 1055の3 1055の4 1055の6~ 1055の15 1060の2 1064の1 1064の2 1065の1 1065の2 1066の1~1066の5 1067 1068の1 1 068の2 1069の1~1 069の3 1070の1 1 070の2 1071の1 1 071の2 1072の1 1 072の2 1073の1 1 076~1078 1079の 1 1079の2 1080の 1 1080の3
西新山	1084の1~1084の3 1086の1~1086の10 1088の1 1088の2 1089~1091 109 2の1 1092の2 109 3 1094 1095の1~ 1095の15 1096 1 097 1098の2 109 9の2 1100の2 110 1の1 1101の2 110 2の3~1102の5 110 3の2 1116の2 111

		7 1118 1119の1～ 1119の4 1120 11 21の1～1121の3 11 22 1123の2～1123 の5 1123の9
	宮原	1124の5 1124の8 1131の3 1131の6 1152の1の内 1152の 3
	後原	1153の1の内 1153の 2 1154の内 1155 1156 1157の1～11 57の3 1158の1 11 58の2 1159 1160 の内 1161の2の内 11 62の2 1163 1164 の4

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
備考 上記の土地の表示は、平成28年9月9日現在の登記事項
証明書によるものである。